

(様式第2号)

令和3年度第2回芦屋市指定管理者選定・評価委員会（芦屋市立あしや温泉）会議要旨

日 時	令和3年10月15日（金） 14時30分～17時00分
場 所	芦屋市役所分庁舎内：芦屋市男女共同参画センター（ウィザスあしや）大会議室
出 席 者	委員長 富田 智和 副委員長 金井 文宏 委員 小市 裕之 委員 和田 聡子 委員 北川 加津美 市出席者 企画部 部長 田中 徹 マネジメント推進課 課長 島津 久夫 マネジメント推進課 係長 田中 孝之 マネジメント推進課 係員 池島 秀起 事務局 市民生活部 部長 森田 昭弘 環境課 課長 富松 正貴 環境課管理係 係長 太田 暁弘 環境課管理係 係員 大野 良子
欠 席 者	なし
事 務 局	市民生活部環境課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者5人中5人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 応募業者の書類審査等を行うため。
傍 聴 者 数	人（一部公開の場合に記入すること。）

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 会議運営に関する確認等
- (3) 報告
 - ア 第1回委員会開催結果
 - イ 応募状況
 - ウ 質問及びその回答
 - エ その他
- (4) 協議事項
 - ア 書類審査について
 - イ 面接審査の実施方法について
 - ウ その他
- (5) 次回以降の委員会日程について
- (6) 閉会

2 提出資料（事前配布）

- ・ 次第
- ・ 第1回委員会開催結果
- ・ 募集要項
- ・ 業務仕様書
- ・ 応募法人一覧表と提案額
- ・ 質問及び回答一覧

- ・ 審査要領
- ・ 選定基準
- ・ 面接審査の実施方法について（案）
- ・ 指定管理者外部評価表
- ・ 応募書類一式

3 審議経過

(1) 開会

(事務局・富松) 定刻になりましたので、ただ今から第2回芦屋市指定管理者選定・評価委員会(芦屋市立あしや温泉)を開催します。進行は富田委員長にお願いします。よろしくお願いします。

(富田委員長) 早速ですが、お手元の次第に沿って会議を進めたいと思います。はじめに資料の確認を事務局からお願いします。

(事務局・富松) それでは、資料の確認をいたします。

- ・ 次第
- ・ 第1回委員会開催結果
- ・ 募集要項
- ・ 業務仕様書
- ・ 応募法人一覧表と提案額
- ・ 質問及び回答一覧
- ・ 審査要領
- ・ 選定基準
- ・ 面接審査の実施方法について（案）
- ・ 指定管理者外部評価表
- ・ 応募書類一式

(2) 会議運営に関する確認等

(富田委員長) はじめに、前回に引き続き、金井委員、和田委員が「Web会議システムを利用した会議の出席」をされていますが、「芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則」第6条の規定により、この運用についてお諮りします。運用案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局・富松) 「Web会議システムを利用した会議の出席について」は、次のとおり運用したいと考えます。

1 委員長が必要と認めるときは、委員はWeb会議システムを利用して会議に出席することができる。

2 Web会議システムによる出席は、芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第4条に規定する「出席」として取り扱うものとする。Web会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。なお、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合には、当該Web会議システムを利用する委員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。

3 Web会議システムによる出席は、静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。

4 会議が非公開で行われる場合は、委員以外の者に視聴させてはならない。

以上です。

(富田委員長) 事務局から説明がありましたが、「Web会議システムを利用した会議の出席について」の運用方法について、ご異議はありますか。

—— 異議なし ——

事務局案に沿って本委員会を運営することとします。

次に、本委員会の成立要件の確認をします。事務局から報告をお願いします。

(事務局・富松) 委員定数5名中5名、出席されています。
過半数のご出席がありますので、本委員会は成立しています。

(富田委員長) 次に本委員会の公開、非公開についてお諮りします。事務局から説明をお願いします。

(事務局・富松) 芦屋市情報公開条例で附属機関の行う会議は原則公開と定めています。
ただし、第19条により、公開することにより会議の構成又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合については、出席者の3分の2以上の賛成があれば公開しないことができることとなっています。
本日の審議におきましては、書類審査があり、公開することで審議の円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがあるため、非公開とすべきと考えています。

(富田委員長) 事務局から説明がありましたが、非公開とすることに異議はありますか。

—— 異議なし ——

それでは、会議を非公開とすることに決定します。

次に議事録の取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局・富松) 議事録の公開については、非公開の会議であっても、発言者名を含め、非公開の趣旨を損なわない範囲で公表すべき、とされているところですので、そのように取り扱いたいと考えています。

(富田委員長) 事務局から説明がありましたが、質問・意見はありますか。

—— 質問・意見なし ——

それでは、議事録の取り扱いについては、発言者名を含め、「非公開の趣旨を損なわない範囲で公開」とします。

次に、応募法人と各委員との利害関係について事務局から報告をお願いします。

(事務局・富松) 9月14日の募集締め切り後、各委員に対して応募法人1社との利害関係の有無についてメールで確認を行いました。9月17日現在、どなたも利害関係は無いとのご回答をいただいていますので、委員の交代はありません。本日も改めて、ご確認いただければと思います。

(富田委員長) 応募法人との利害関係は無いとの報告ですが、委員の皆様、その後、応募法人からの接触はありませんか。

—— な し ——

特になしということを確認しました。

(3) 報告

ア 第1回指定管理者選定・評価委員会後の修正について

イ 応募状況

(富田委員長) 次に次第の「3 報告」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局・富松) 第1回委員会開催結果についてご報告します。委員会後、事務局で改めて募集要項と業務仕様書を確認し、誤字や表現の統一がされていなかったところを修正しました。また、第1回委員会でのご意見を踏まえ、業務仕様書26ページ「第4章その他災害防止に関し必要な事項」の「4-1 保安教育の実施方法」について、「3年間保存する」としていたものを、5年間の指定期間と合わせて、「5年間保存する」と改めました。

次に、応募状況について説明します。「芦屋市立あしや温泉指定管理者応募法人一覧表と提案額募一覧表」をご確認ください。

今回、広報あしや8月号及び市ホームページで告知し、8月10日(火)から9月14日(火)まで応募を受け付けた結果、現行の指定管理者1社のみから応募がございました。

続きまして、「質問及び回答一覧」をご覧ください。

応募期間中に寄せられた質問とそれに対する回答一覧を載せています。応募された事業者以外の2社から、質問が4項目ありました。2つは新型コロナウイルス感染症に対する対策等に関する内容で、残り2つは従業員の人数や自主事業の内容に関するものでした。後者については、既に市ホームページで公開している「事業計画書」又は「事業報告書」等をご覧くださいよう回答しました。

以上です。

(富田委員長) 説明は終わりました。ご質問があればお願いします。

(金井委員) 質問が結構きていますが、この段階では1社ではなく何者が質問がきていたのですか。

(事務局・富松) はい。応募事業者からの質問はなく、応募されなかった2社から質問がありました。

(金井委員) わかりました。

(富田委員長) 他になければ、次に移ります。

(4) 協議事項について

ア 第一次選考（書類審査）について（欠格事項・除外事項に該当しないか確認）

（富田委員長） 次に協議事項に移ります。
まず、第一次選考（書類審査）について、事務局から説明をお願いします。

（事務局・富松） 応募法人から提出された書類について、不足はありません。
様式3の「指定管理者の申請に係る誓約書」の提出がありましたので、欠格事項はありません。なお、事務局においても、提出された応募書類等から、欠格事項を含む募集要項の「4 応募資格」の確認を行っており、資格を満たしています。

次に、審査要領の「3 選定の方法（1）第一次選考」をご覧ください。施設の安全対策等から鑑みて、公の施設の指定管理者としての最低条件として、ア、イ、ウの条件のいずれかに該当する法人は除外することとしています。

まず、「ア 提案した額が予定価格を超える法人等」に該当するかについて、指定管理料の予定価格は5年間で1億8,455万円としていました。それに対して、応募法人からの年度ごとの提案額を合計しますと、1億8,313万円であったため、予定価格の範囲内でした。

次に、「イ 経営状態について懸念のある法人等」、「ウ 管理運営について懸念のある法人等」に該当するか、事務局としては判断が出来かねますので、委員の皆様からご意見をいただきたいと考えています。

（富田委員長） 予定価格は事前公表ということでよろしいですか。

（事務局・富松） はい。募集要項の6ページ「カ 収支計画」に、予定価格は年平均36,910千円（税込）と記載しておりますので、5年間では1億8,455万円が予定価格とわかる状況になっています。

（富田委員長） わかりました。
ただ今のご説明に対し、ご質問はありませんか。

——質問なし——

では、経営状況及び管理運営について懸念のある事項がありましたらご意見をいただきたいと思えます。

経営状況に関しては小市委員が分析されたかとは思いますが、ご意見等ありますか。

（小市委員） 3か年の決算書を拝見しまして、業務遂行に関して大きな懸念が垣間見えるところはありませんでした。

ただ、管理状況に関しては書面ではわかりかねるところもありますので、あくまで私が申し上げましたのは、決算書を拝見してというところです。

（富田委員長） わかりました。
それでは、それ以外の委員でも財務状況・経営状況を分析されて、懸念等があるかどうかご意見いただければと思えます。

——意見なし——

それでは、第一次選考（書類審査）の結果としまして、「除外事項には該当しない」としますが、よろしいですか。

そのように決定します。

イ 面接審査の実施方法について

(富田委員長) 次に、面接審査の実施方法について、事務局から説明をお願いします。

(事務局・富松) 「面接審査の実施方法について説明」

(富田委員長) ただ今のご説明に対し、ご質問はありませんか。

(小市委員) 審査会場に入場できるのは「社員（従業員）のみ」となっていますが、これは株式会社を前提とされていると思いますが、1社しか応募されていないということは、この事業者は知っているということですか。

(事務局・富松) いえ、事業者は知らないです。

(小市委員) おそらく面接審査の場に役員の方がお見えになることはないかと思いますが、従業員というように書かれていますので。

(富田委員長) なるほど。役員は厳密に言えば従業員ではありませんので、ここを「従業員及び役員」と改めるのかどうかということですね。

(事務局・富松) そうですね、特に役員を制限するものではありません。

(富田委員長) これは、この時だけプレゼンのプロみたいな会社に委託されると困るからという意図ですね。

(事務局・富松) はい。そういう趣旨からです。

(北川委員) 審査会場に入場できる人数について、1応募者当たり3人以内となっています。委員側からすれば、当日は提案書の内容をみながら質問すると思います。そうすると、3名だと十分に答えられないところがあったり、総論で答えられたりすると、評価を行い難いと感じました。

また、役員の方が来られても良いとは思いますが、役員の方は、細かいところはわからないと思っていますし、事業に関することはプレゼン専用の者が来ても答えられないと思います。ですから、当たり前なことだと思いますが、従業員でも役員でも良いので、事業に精通した人に来てもらいたいです。最初の15分は、業者が一方向的に説明されますが、質疑応答の方が大事なので、そういう趣旨から、審査会場に入場できる人数や表現を考えたら良いのではないかと思います。

(富田委員長) では、人数制限を例えば5人に緩めるか、事前に、業務内容について回答できる方の出席をお願いしますと伝えておくか、どちらかの方法になるかと思います。

(市出席者・島津) 以前、別の委員会でも同じご指摘がありました。マネジメント推進課が作成しているマニュアルが3人以内となっているので、こういう書き方をしていますが、3人以内というところを厳密に考える必要はないと思います。例えば、共同

体で参加された場合は、3つの共同体があったら当然1人ずつ来られますので、概ね3名程度という表現でも良いですし、5名にさせていただいても良いですし、臨機応変に対応したら良いと考えています。

(富田委員長) 元々3名になっているのはスペース上の問題ということですか。

(市出席者・島津) それもあります。あくまでも目安です。

(富田委員長) わかりました。

(事務局・富松) それでは審査会場に入室できるのは、「社員（従業員）のみ」から、「役員及び社員（従業員）のみ」と変更し、人数についても「3人」から「5人程度」に変更します。

(富田委員長) 他にありますか。

(和田委員) 皆様のご意見に私も賛成です。

ここ最近、指定管理者制度を導入する自治体が増えており、今議論にもなっていましたプレゼンだけが非常に上手、もしくは場慣れしている業者が近年増えている中で、業務に関する質疑応答をいかにしっかりしてもらうかが大事になってくるかと思えます。事務局には、応募事業者に対して質疑応答で業務に関してしっかり答えることができる方に出席していただくよう、お伝えいただきたいです。プレゼンだけ素晴らしいということではこちらも判断が難しくなりますので、よろしくお願いします。

(富田委員長) この法人の応募は初めてではないですよね。

(事務局・富松) 現在の指定管理者ですので、5年前にも経験があります。

(富田委員長) その時も質疑応答があったと思うのでだいたい勝手はわかっているとは思いますが、担当者が代わっている可能性はありますので、どのようなかたちで伝えるのか。書面など何らかの方法で、プレゼンだけでなく中身について答えられる人を同席させてくださいというようなことを伝えておくことが必要なかと思えます。

(事務局・富松) わかりました。応募業者への伝え方はこちらで考えたうえで、趣旨を伝えるようにします。

(富田委員長) お願いします。

(北川委員) 質疑応答が30分以内というのは、委員が何か聞きたいことがあって時間切れというようなことは、あまりシビアに考えなくていいですか。

(富田委員長) 応募は1社ですし、今まで他の委員会に出席した経験では、質問が沢山出て、質疑応答の30分を超えたということはなかったかと思えます。小市委員も他の委員会に出席されていますが、どうですか。だいたい30分におさまっていることが多いですよね。

(小市委員) そうですね。私は財務的に懸念があればお伺いすることはありますけれども。

(富田委員長) 万が一の事態があったときは柔軟に対応しましょう。今回は応募が1社で比較的時間にゆとりがありますので、大丈夫かと思えます。

(北川委員) そうですね。

(富田委員長) その他ご質問等ないようでしたら、協議事項(3)その他について事務局から説明をお願いします。

(事務局・富松) 「審査要領・選定基準の再確認、並びに外部評価等について説明」

面接審査当日、プレゼンを聞きながら、書類も含めて点数をつけることは難しいため、面接審査までに「応募書類」に目を通していただき、プレゼンの際に、効率的に評価点を付けていただくようお願いいたします。

(富田委員長) ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

——— 質疑応答 ———

その他ご質問等なければ、協議事項は終了とします。

(5) 次回の委員会日程について

(富田委員長) 次回の日程について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局・富松) 第3回委員会を10月25日(月)10時から、第1回委員会と同じ会場の本庁舎東館3階中会議室にて開催します。

(富田委員長) それでは本日の委員会は終了します。お疲れ様でした。

以 上